

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年1月30日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
三保小学校 給湯器修理
- 2 履行場所
横浜市緑区三保町1867
横浜市立三保小学校
- 3 契約日
令和8年1月9日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年2月13日
- 5 契約金額
306,581円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市南区新川町3-5
有限会社 相模厨房
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
給食室で使用している給湯器（親機）に水漏れが発生し、漏電によりブレーカーが作動して電源が入らない状態となった。このため親機が使用できず、子機のみでの運転となり、十分な温度のお湯を確保できなくなった。その結果、給食後の洗浄作業に支障が生じ、別途お湯を沸かして対応する必要があるため、安心・安全な給食提供の継続が困難な状況となった。
以上の理由から、早急な復旧が必要と判断し、緊急契約により修繕作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立三保小学校